

「徳島県認知症介護実践者等養成研修事業」仕様書

1 業務名

徳島県認知症介護実践者等養成研修事業

2 業務の目的

(1) 「認知症介護実践研修」

高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修（実践者研修及び実践リーダー研修）を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(2) 「認知症対応型サービス事業管理者研修」

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 42 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第 45 条第 1 項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第 8 条第 1 項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(3) 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」

指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

(4) 「認知症対応型サービス事業開設者研修」

指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者に対して研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

3 業務を委託する期間

委託契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託料上限額

4, 192, 000円

5 委託業務の内容

(1)「認知症介護実践研修」

① 認知症介護実践者研修

ア 定員

50名程度で県で受講決定した人数

イ 実施回数

年間3回

ウ 対象者

原則として身体介護に関する基本的知識と技術を修得している者であって、おおむね実務経験2年程度の者とする。

エ 研修課程

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき実施すること。

オ 研修日程等

「実践者研修」及び「実践リーダー研修」に要する期間を考慮しつつ、研修受講者の多くが現従事者であること等の状況に鑑み、受講者が参加しやすい場所及び日程とすること。

カ その他

(ア) 研修の運営に当たって、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、県へ報告すること。

(イ) 研修会場の確保・設営、講義時の進行・資料の配布回収、講師等への謝金の支払いその他研修の運営に関する事は受託者が行うこと。

(2) 認知症介護実践リーダー研修

ア 定員

50名程度で県で受講決定した人数

イ 実施回数

年間1回

ウ 対象者

介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）において介護業務におおむね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。ただし、介護保険施設・事業所においてサービスを利用者に直接提供

する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であると認められる者については、令和9年3月31日までの間は研修対象とする。

エ 研修課程

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知)に基づき実施すること。

オ 研修日程等

「実践者研修」及び「実践リーダー研修」に要する期間を考慮しつつ、研修受講者の多くが現従事者であること等の状況に鑑み、受講者が参加しやすい場所、日程とすること。

カ その他

(ア) 研修の運営に当たって、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、県へ報告すること。

(イ) 研修会場の確保・設営、講義時の進行・資料の配布回収、講師等への謝金の支払いその他研修の運営に関する事は受託者が行うこと。

(2) 「認知症対応型サービス事業管理者研修」

ア 定員

30名程度で県で受講決定した人数

イ 実施回数

年間2回

ウ 対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、徳島県認知症介護実践者研修(徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む)を修了している者であり、かつ、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型サービス事業所等の介護職員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者とする。

エ 研修課程

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」の4(4)に基づき実施すること。

オ その他

(ア) 研修の運営に当たって、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、県へ報告すること。

(イ) 研修会場の設営、講義時の進行・資料の配布回収、講師等への謝金の支払いその他研修の運営に関する事は受託者が行うこと。

(3) 「小規模多機能型サービス計画作成担当者研修」

ア 定員

20名程度で県で受講決定した人数

イ 実施回数

年間1回

ウ 対象者

研修対象者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、徳島県認知症介護実践研修における実践者研修（徳島県痴呆介護実務研修基礎課程を含む）を修了している者とする。

エ 研修課程

認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（4（5）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修）に基づき実施すること。

オ その他

（ア）研修の運営に当たって、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、県へ報告すること。

（イ）研修会場の設営、講義時の進行・資料の配布回収、講師等への謝金の支払い
その他研修の運営に関する事は受託者が行うこと。

(4) 「認知症対応型サービス事業開設者研修」

ア 定員

20名程度で県で受講決定した人数

イ 実施回数

年間1回

ウ 対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）の代表者である者とする。

エ 研修課程

「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010

号厚生労働省老健局長通知) 参考 2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」(4(3) 認知症対応型サービス事業開設者研修) に基づき実施すること。

オ その他

(ア) 研修の運営に当たって、研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、県へ報告すること。

(イ) 研修会場の設営、講義時の進行・資料の配布回収、講師等への謝金の支払い
その他研修の運営に関する事は受託者が行うこと。

6 業務実施体制

(1) 業務実施責任者の実施

ア 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。

イ 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

ウ 企画立案から日程調整等に至るまで、各業務に当たる従事者に対して十分に指導して業務を実施させること。

エ 関係機関との交渉及び連絡調整を行うこと。

オ 県と連絡を密に行い業務を進め、遅延なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

(2) その他の体制等

ア 受託者は、事業実施中のトラブル発生にも備え、緊急時の連絡網、人員体制等を整備すること。

イ 受託者は、契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名のほか、緊急時の連絡体制についても、県に提出すること。

7 業務完了報告

業務が完了したときその他業務の進捗状況に併せて委託者に報告を行うものとする。

なお、受講者数が予定者数を下回った場合には、委託料を減額することがある。

8 その他

(1) 受託者は、本事業を遂行するに当たり、適用のある関係法令を必ず守ること。

(2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないが、業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。この場合、再委託する業務、再委託先を事前に県に報告し、承認を受けること。

(3) 受託者は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号 厚生労働省老健局長通知) 及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331007 号厚生労働省老健局計画課長通知)、「徳島県認知症介護実践研修事業実施要綱」を必ず守るとともに、その他業務の実施に際し疑義が生じた場合には、その都度県と協議し決定するものとする。

(4) 受託者は、本事業を実施するに当たり、事故や業務実施上の課題などが発生した場合には、速やかに県に連絡するものとする。

(5) 受託者は、本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合には、徳島県個人情報保護条

例（平成 14 年条例第 43 号）を必ず守り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(6) 受託者は、会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理を行うこと。

(7) 受託者は、本事業の実施に係る書類を整理し、委託事業完了後 5 年間保管することとし、県が書類の閲覧を求めたときは、これに応じなければならない。